



鳥取県公報

令和4年12月2日(金)
第9454号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の休止の届出(574)(福祉監査指導課) 2
	保安林の指定施業要件の変更(575)(東部農林事務所) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(576)(治山砂防課) 2
◇ 公 告	自衛官の募集(危機対策・情報課) 3

告 示

鳥取県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	通所リハビリテーション真誠会	米子市河崎580	通所リハビリテーション	令和4年11月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	通所リハビリテーション真誠会	米子市河崎580	介護予防通所リハビリテーション	令和4年11月30日

鳥取県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年12月2日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第576号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

加地土居地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域（平成5年鳥取県告示第192号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡若桜町大字中原字加地土居766	1号
八頭郡若桜町大字中原字加地ノ上1281	2号
八頭郡若桜町大字中原字上横尾1273	3号
八頭郡若桜町大字中原字加地ノ上1274	4号
八頭郡若桜町大字中原字加地土居669-1地先道路敷	5号
八頭郡若桜町大字中原字加地土居664-1	6号
八頭郡若桜町大字中原字加地土居726地先道路敷	7号
八頭郡若桜町大字中原字加地土居757-4地先道路敷	8号

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生

陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）

2 募集期間

令和4年12月5日（月）から令和5年1月6日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）

令和5年1月15日（日）から同月17日（火）までの任意の1日

（予備日：令和5年1月18日（水））

(2) 口述試験及び身体検査

令和5年1月21日（土）

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和5年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭

和29年法律第165号) 第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部(0857-23-2251)

鳥取募集案内所(0857-26-4019)

倉吉地域事務所(0858-47-3250)

米子地域事務所(0859-33-2440)